

土木工事積算基準類の改定について

国土交通省大臣官房技術調査課

1. はじめに

近年の厳しい財政状況を反映して、建設投資額はピーク時（平成4年度）から大幅に減少しており、過当競争の激化等もあり、建設業の営業利益率も低迷し、社会資本整備を取り巻く状況には大変厳しいものがあります。

このような状況の中で、例えば、低価格による受注が行われた場合には、工品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念されるところです。このため、一つ一つの工事について、適正価格で契約をする取り組みが求められるところです。

適正価格で契約をするために、発注者が算出する予定価格は、過去の取引の実例価格等に基づき、標準的な単価等を用いて算出しています。

具体的には、土木請負工事 工事費積算要領及び土木請負工事 工事費積算基準（いわゆる土木工事標準積算基準）を定め、標準歩掛等について、定期的な実態調査結果を踏まえて、適宜改正等を行ってきたところです。

本稿では、土木工事標準積算基準の新たな取り組みとして、平成24年度から開始した施工パッケージ型積算方式及び不調・不落の発生状況と対策について説明させていただきます。

2. 土木工事標準積算基準の改定について

(1) 平成25年度土木工事標準積算基準の改定について

平成25年度の土木工事標準積算基準の改定においては、間接工事費率（共通仮設費、現場管理費）・一般管理費等率および間接工事費の大都市補正対象地区の見直しは行わないこととし、施工パッケージ型積算方式の拡大のみを行います。

(2) 施工パッケージ型積算方式について

施工パッケージ型積算方式については、平成24年10月1日以降に入札する土木工事から試行導入しているところですが、「平成24年度 施工パッケージ型積算方式標準単価表」について、使用する資材、労務、機械経費単価の基準年月を更新（平成23年9月から平成24年9月へ更新）することにより、物価変動に伴う標準単価および機材構成比の改定を行い、「平成25年度 施工パッケージ型積算方式標準単価表」として策定しました。「平成25年度 施工パッケージ型積算方式標準単価表」については、国土技術政策総合研究所HPに掲載しています。

（掲載URL：http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm）

平成24年度の施工パッケージは、ユニットプライス化が進んでいた先行工事区分（舗装、道路改良、築堤護岸）の主な細別について63施工パッケージを設定しました。平成25年10月からは、先行工事区分の

残る歩掛と拡大工事区分（道路維持、道路修繕、河川維持、河川修繕、砂防堰堤、電線共同溝）の主な細別について146施工パッケージを設定し、平成25年10月1日以降に入札を行う土木工事から追加導入します。追加導入する施工パッケージは表－1のとおりです。

追加導入に伴い、施工パッケージ型積算基準を新たに策定します。新たな施工パッケージ型積算基準については、国土交通省HPで閲覧できます。

（掲載URL：<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html>）

表－1 追加する施工パッケージ一覧

分類	No	パッケージ名称	分類	No	パッケージ名称	分類	No	パッケージ名称
土工	1	床掘り	共通工	26	連節ブロック張	共通工	51	プレキャスト形側溝
	2	掘削補助機械搬入搬出		27	緑化ブロック積		52	プレキャストマンホール
	3	基面整正		28	緑化ブロック(材料費)		53	PC管
	4	転石破砕		29	天端ブロック(材料費)		54	コルゲートパイプ
	5	埋戻し		30	側込・裏込コンクリート		55	コルゲートアリウム
	6	タンバ締固め		31	側込・裏込材(砕石)		56	現場打ち水路(本体)
	7	舗装版破砕積込み(小規模土工)		32	運水シート		57	現場打ち集水側・街渠側(本体)
	8	人力積込		33	吸出し防止材(全面)設置		58	粉体噴射攪拌(移設)
	9	人肩運搬(積込み～運搬～取卸し)土・石		34	植樹		59	粉体噴射攪拌(軸間変更)
	10	人肩運搬(積込み～運搬～取卸し)セメント等		35	現場打基礎コンクリート		60	削孔(アンカー)
	11	人肩運搬(積込み～運搬～取卸し)積ブロック類		36	小型擁壁(B)		61	アンカー鋼材加工・直立・挿入・緊張・定着・面部処理(アンカー)
	12	人肩運搬(運搬～取卸し)		37	もたれ式擁壁		62	グラウト注入(アンカー)
	13	小車運搬(積込み～運搬～取卸し)土・石		38	逆T型擁壁		63	ボーリングマシン移設(アンカー)
	14	小車運搬(積込み～運搬～取卸し)セメント等		39	L型擁壁		64	足場(アンカー)
	15	小車運搬(積込み～運搬～取卸し)積ブロック類		40	化粧型枠		65	アンカー(材料費)
	16	小車運搬(運搬～取卸し)		41	化粧型枠(材料費)		66	積込(コンクリート)
	17	ベルトコンベア併用人力掘削(床掘り)		42	ペーラインコンクリート(材料費)		67	目地板
	18	ベルトコンベア併用人力積込		43	ヒュー管(B形管)		68	止水板
共通工	19	基礎砕石	共通工	44	ボックスカルバート	共通工	69	止杭打込
	20	裏込砕石		45	暗渠排水管		70	現場取卸(鋼桁)
	21	基礎栗石		46	フィルター材		71	現場取卸(PC桁)
	22	裏込栗石		47	管(函)渠型側溝		72	現場取卸(鋼管杭)
	23	採取小割		48	プレキャスト集水側	コンクリート工	73	コンクリート
	24	コンクリートブロック積		49	プレキャスト集水側(材料費)		74	モルタル練
	25	平ブロック張		50	鉄筋コンクリート台付管		75	型枠
分類	No	パッケージ名称	分類	No	パッケージ名称	分類	No	パッケージ名称
コンクリート工	76	撤去しない埋設型枠(材料費)	河川維持工	101	ハンドホール	道路維持修繕工	126	路面清掃(路肩部・人力)
	77	消波根固めブロック製作		102	配管支持金具(材料費)		127	路面清掃(歩道等・人力)
河川海岸	78	消波根固めブロック据付		103	ブルボックス(材料費)		128	側溝清掃(人力清掃工)
	79	散在塵芥処理		104	可とう電線管(材料費)		129	ガードレール復旧
	80	運搬(散在塵芥処理)		105	伸縮継手(材料費)	共通溝工	130	ガードパイプ復旧
	81	堆積塵芥処理(機械処理)		106	ノーマルバンド(材料費)		131	舗装版破砕積込
	82	堆積塵芥処理(人力処理)	舗装工	107	多孔保護管(材料費)		132	床掘り
	83	運搬(堆積塵芥処理)		108	フィルター層敷設		133	埋戻し・締固め
	84	軟弱土等運搬		109	透水性アスファルト舗装		134	運搬(電線共同溝)
	85	巨石張(練)	付属施設	110	支柱		135	軽量鋼矢板設置撤去
	86	巨石張(空)		111	支柱(材料費)	砂防工	136	覆工板設置撤去
	87	巨石積(練)		112	車止めポスト		137	管路材設置
	88	巨石(材料)		113	歩車道境界ブロック		138	受金具(材料費)
	89	プレキャスト基礎		114	地先境界ブロック		139	支持金具(材料費)
河川維持工	90	プレキャスト基礎(材料費)		115	排水側		140	管路受台(スベーサ)(材料費)
	91	中詰コンクリート	道路維持修繕工	116	橋名板取付	橋梁工	141	プレキャストブロック設置
	92	野芝種子吹付		117	橋梁用高欄		142	蓋設置
	93	被覆シート張		118	橋梁用高欄一体式(材料費)		143	蓋(材料費)
	94	養生(散水養生)		119	飾り高欄	砂防工	144	前処理
	95	笠コンクリートブロック据付		120	飾り高欄(材料費)		145	工場塗装
	96	笠コンクリートブロック据付(材料費)		121	距離標		146	排水管
	97	埋戻し・締固め	付属施設	122	路面切削	橋梁工		
	98	敷砂・保護砂(材料費)		123	設置運搬(路面切削)			
	99	配管設置(埋設部)		124	素地調整			
	100	配管設置(露出部)		125	付属構造物塗替			

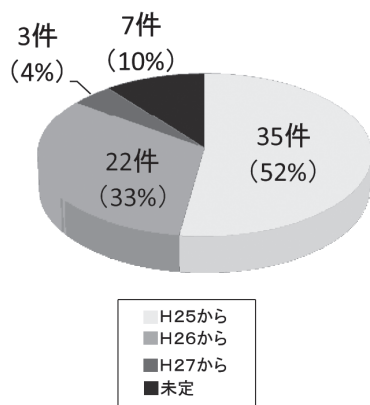
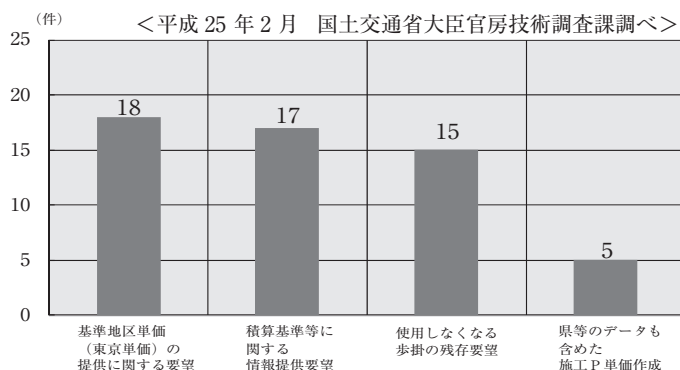


図-1 導入予定時期



要望内容	基準地区単価（東京単価）の提供に関する要望	積算基準等に関する情報提供要望	使用しなくなる歩掛の残存要望	県等のデータも含めた施工P単価作成
国交省の対応状況	基準地区単価の詳細な算出方法についてHPに公表。使用した物価調査会、経済調査会の単価については、両会のHPにて自主公表。	施工パッケージ単価、制度の概要、計算例、Q A等について、国土交通省および国総研HPにて掲載中。	施工Pに移した歩掛の施工実態に大きな変化が生じた場合は、施工Pを改定する旨、情報提供を行うことを公表。	地方公共団体の応札単価の反映について今後検討。

図-2 国土交通省への要望

(3) 施工パッケージ型積算方式についての都道府県等へのアンケート結果

都道府県・政令市の施工パッケージ型積算方式導入に関する意向について、今年2月にアンケート調査を行った結果を図-1、図-2に示します。

約9割の都道府県・政令市で3年以内の施工パッケージ型積算方式導入を予定していることが分かりました。また、国土交通省へのご要望を自由回答で募集したところ、「基準地区単価（東京単価）の提供に関する要望」が最も多い結果となりました。国土交通省としては、都道府県・政令市の施工パッケージ型積算方式導入への取り組みが滞りなく進むよう、適切に対応してまいります。

3. 不調・不落の発生状況と対策について

(1) 不調・不落の発生状況

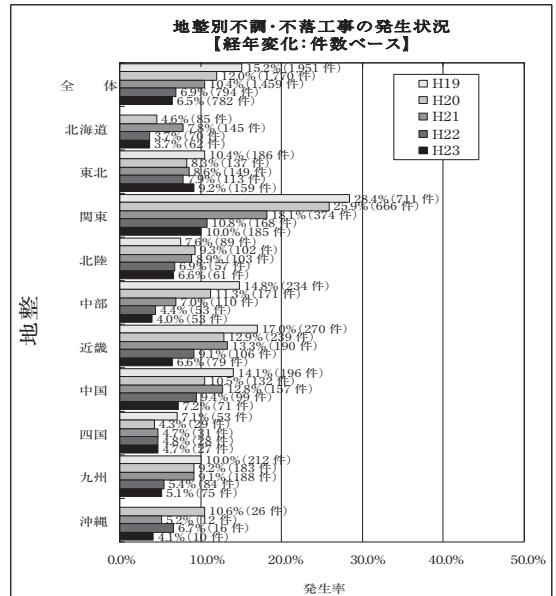
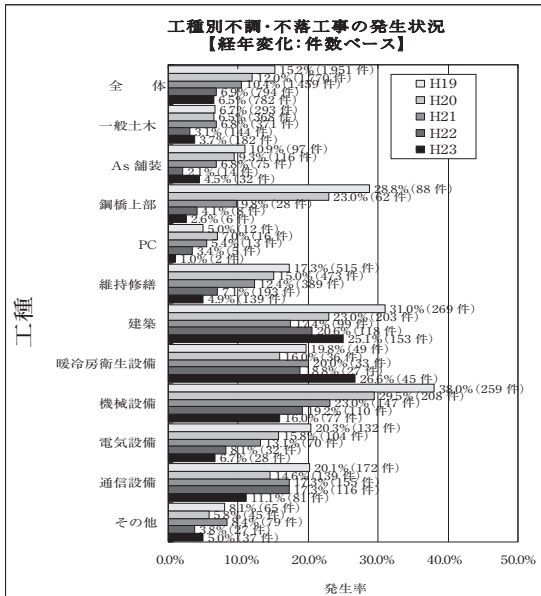
不調・不落の発生は平成19年度から一部工種を除いて減少傾向です。特に、一般土

木、As舗装等の土木関係工種は、いずれも5%以下まで低下しています。

地方整備局別に着目すると、発生率の高かった関東地方整備局において4年間で約1/3程度に低下しています。一方で東日本大震災での被害が特に大きい東北地方整備局では、平成23年度に若干上昇しています。東北地方整備局においては、資材を遠隔地から調達した場合に設計変更で対応するなどの措置を取っているところです。

(2) 不調・不落対策（積算方法等に関する試行）について

国土強靱化あるいはデフレ対策として成立した平成24年度補正予算とともにいわゆる15ヶ月予算とされている平成25年度当初予算により、本格的に復興・防災対策等の事業が進められているところですが、工事の発注量や資機材、労務の需給に係る状況等から入札不調・不落や資機材の不足が地域的に生じることが懸念されています。



※ H19は北海道、沖縄を除いた実績

図－3 不調・不落の発生状況

このため、東日本大震災被災地で措置している不調・不落対策を全国で行えるよう措置しました。以下では、その内容を説明します。

1) 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

①趣旨

「施工箇所が点在する工事の間接費の積算については、平成22年度より「市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事については、工事箇所（市町村単位）ごとに共通仮設費、現場管理費の算出を可能とする。」こととしているところです。しかし、広域の市町村も存在している状況等を鑑みると、積算額と実際に要する費用との間になお乖離が生じる場合も考えられるため、工事箇所の範囲を細分化できるとしました。

②対象工事

平成24年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事において、施工

箇所が複数あり、施工箇所の点在範囲が5km程度を超え、工事の施工形態等を考慮すると、同一施工箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断するものについて、対象とします。

③工事箇所の設定方法

施工箇所が点在する工事については、原則として市町村単位で工事箇所を設定した上で、なお施工箇所が点在する工事箇所について、点在範囲が5km程度を越えなくなる回数を限度に細分できるとします。

2) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

①趣旨

平成24年度補正予算等の執行に伴う工事においては、一部の建設資材のひっ迫が生じ、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定されます。

このため、建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととします。

②設計変更対象項目

通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用を設計変更対象項目とします。

3) 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

①趣旨

平成24年度補正予算等の執行に伴う工事においては、今後の工事の本格化に伴って労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、労務のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できることとします。

②設計変更対象項目

公共土木工事の積算体系は、直接工事費及び共通仮設費と現場管理費からなる間接工事費並びに一般管理費等と消費税相当額

から構成されており、共通仮設費（率分）及び現場管理費の積算は、対象額に各々の間接工事費率を乗じて算出する方法を用いています。

本試行においては、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の以下に示す費用について、支出実績を踏まえて、設計変更します。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

4. 終わりに

冒頭でも述べましたが、建設投資額はピーク時から大幅に減少し、過当競争の激化等もあり、社会資本整備を取り巻く状況には大変厳しいものがあります。

しかし、社会資本の整備、維持管理を的確に行うためにも、実際に現場で工事に携わられている方々の実態をより適切に反映した積算基準とすることが、よりよい社会資本の整備等にも重要であると認識しており、今後も施工の実態調査を進め、その結果に基づき必要に応じ積算基準類を改正するなど、工事価格の適正化を図ってまいりたいと考えています。